

小郡市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年2月4日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 井上 勝彦

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和4年1月5日から令和4年1月26日まで
- 2 監査対象 環境経済部 農業振興課
- 3 監査範囲 令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支払事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）補助金の交付について適正な事務を求めるもの

産地パワーアップ事業費補助金において、12月補正で予算を計上しているが、予算計上前の9月9日に補助金交付決定を行っていた。

市は申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。補助金交付を行う際には、適正な事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（2件）

①文書管理が適正でないもの

②文書の整理が不十分であるもの

（2）調定事務（1件）

①調定期が適正でないもの

（3）旅費支払事務（1件）

①出張命令及び出張復命が適正でないもの

（4）補助金支払事務（1件）

①交付決定行為が適正でないもの

（5）契約事務（1件）

①請書に不備があるもの

（6）物品管理事務（2件）

①備品台帳及び備品の管理が適正でないもの

②公印の管理が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。